

報告第15号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和5年11月29日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

5 専第 1 2 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 5 3 年 1 2 月 2 2 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 内 容     | 市が相手方に、損害賠償額として金 4 9 , 5 0 0 円を支払う。  |
| 2 | 相 手 方   | 住 所 枚方市招堤田近 1 丁目 1 0 番 4 号<br>氏 名 佐川急便株式会社枚方営業所  |
| 3 | 示 談 日   | 令和 5 年 1 1 月 1 7 日   |
| 4 | 事 案 概 要 | 令和 5 年 8 月 2 6 日（土）午前 1 1 時 5 9 分頃、交野市私部 2 丁目 1 2 番付近において、相手方が市道私部 9 号線を普通貨物自動車にて走行中、車道の陥没に右前輪タイヤが落ちウインチ搭載のレッカー車での引き上げが必要となったもの。 |
| 5 | そ の 他   | 相手方修理費等 4 9 , 5 0 0 円<br>対物共済保険額 4 9 , 5 0 0 円<br>市持出額 0 円   |

令和 5 年 1 1 月 1 7 日

交野市長 山本 景